

地方独立行政法人法（抄）

（中期目標）

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。
 - (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
 - (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
 - (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
 - (4) 財務内容の改善に関する事項
 - (5) その他業務運営に関する重要事項
- 3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

（中期計画）

第26条 地方独立行政法人は、前条第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期計画を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (2) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (3) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - (4) 短期借入金の限度額
 - (4)の2 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
 - (5) 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
 - (6) 剰余金の使途
 - (7) その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項
- 3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第2項第(2)号から第(5)号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。
- 4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

（年度計画）

第27条 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、当該変更後の中期計画。以下「認可中期計画」という。）に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第29条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも、同様とする。

- 2 地方独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第28条 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- (1) 次号及び第(3)号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
 - (2) 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績
 - (3) 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第(1)号、第(2)号又は第(3)号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第1項の評価は、同項第(1)号、第(2)号又は第(3)号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第1項第(2)号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第1項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第1項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(評価の結果の取扱い等)

第29条 地方独立行政法人は、前条第1項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、当該評価の結果の反映状況を公表しなければならない。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第30条 設立団体の長は、第28条第1項第(2)号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。
- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
 - 3 設立団体の長は、第1項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

(財務諸表等)

第34条 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 地方独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を設立団体の長に提出するときは、当該財務諸表に設立団体の規則で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第1項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない地方独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、第1項の規定による設立団体の長の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備え置き、設立団体の規則で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（利益及び損失の処理等）

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
 - 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第(6)号の剰余金の用途に充てることができる。
 - 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第1項又は第2項の規定による整理を行った後、第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
 - 5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
 - 6 前2項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

地方独立行政法人京都市産業技術研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（抄）

（中期計画の認可の申請）

第7条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期目標の期間の開始の日の30日前までに、中期計画を記載した書面を添えた申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更の内容及び理由を記載した申請書に変更後の中期計画を記載した書面を添えて、市長に提出しなければならない。

（中期計画の記載事項）

第8条 法第26条第2項第7号に規定する設立団体の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げるものとする。

(1) 施設及び設備に関する計画

(2) 人事に関する計画

(3) 法第40条第4項の規定による承認を受けることができた場合に当該中期計画の期間における業務の財源に充てる積立金の処分に関する計画

（年度計画の届出等）

第9条 法第27条第1項前段の規定による届出は、年度計画を記載した書面を添えた届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

2 法第27条第1項後段の規定による届出は、年度計画の変更の内容及び理由を記載した届出書に変更後の年度計画を記載した書面を添えて行わなければならない。

3 年度計画には、認可中期計画に定めた事項に関し、その事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

（自己評価結果報告書の記載事項及び公表）

第10条 法第28条第2項に規定する報告書には、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに、同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

2 法人は、前項の報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（財務諸表）

第11条 法第34条第1項に規定する設立団体の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年3月24日総務省告示第221号。以下「会計基準等」という。）第1章第4節第40に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

（事業報告書の記載事項）

第12条 法第34条第2項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次に掲げる法人に関する基礎的な情報

ア 目的、業務内容、沿革、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減額を含む。）

エ 役員の名、役職、任期、担当する業務及び経歴

オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減数を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数

(2) 次に掲げる財務に関する情報

- ア 財務諸表の要約及び財務諸表に記載された事項の概要
- イ 重要な施設等の整備等の状況
- ウ 予算及び決算の概要
- エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況
- オ 財源の内訳
- カ アからオまでに掲げる事項に関する業務の実績に基づく説明

(3) その他事業に関する事項

(財務諸表等の閲覧期間)

第13条 法第34条第3項に規定する設立団体の規則で定める期間は、5年とする。

(剰余金の処分の承認の申請)

第14条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、同条第1項に規定する残余が生じた事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に当該事業年度の終了の日における貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 承認を受けようとする金額
- (3) 前号の金額を充てようとする具体的な剰余金の使途

(積立金の処分の承認の申請等)

第15条 法人は、法第40条第4項の規定による承認を受けようとするときは、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「特定事業年度」という。）の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に特定事業年度の終了の日における貸借対照表、特定事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法人の名称
- (2) 承認を受けようとする金額
- (3) 前号の金額をその財源に充てようとする業務の内容